

### ③電離放射線障害予防規則等の改正 - 1

#### 1. 改正の趣旨

- 令和3年、製鉄所において製品のメッキ膜厚を検査するためのエックス線装置の点検作業中、2名の労働者がエックス線照射口に付着したゴミを手工具で除去するにあたり、エックス線が照射中であることに気づかないまま、約20分間にわたり作業を継続した。その結果、当該労働者2名は大量のエックス線（※1）に被ばくし、皮膚の紅斑等の急性放射線障害を発症する労働災害（以下「本件災害」という。）が発生した。なお、本件災害は、国際的な事故評価尺度において「重大な異常事象」に当たる（※2）として、国際原子力機関（IAEA）に対して報告されている。  
※1：生物学的線量評価によれば被ばくが多かった1名は300～500mGy。年間被ばく限度の約10倍。  
※2：国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）評価レベル3（重大な異常事象）に該当。
- 本件災害の発生原因としては、①労働者が放射線照射中であることを確実に認識できる措置が講じられていなかったこと、②設置された安全装置が有效地に保持されていることを定期的に確認できる体制がなかったこと、③放射線に被ばくする可能性のある労働者に対して、安全又は衛生のための特別の教育を受講させていなかったこと等があげられる。
- 本件災害等を受けて開催された「エックス線装置に係る放射線障害防止対策に関する検討会」において、（1）自動警報装置と安全装置、（2）エックス線作業主任者、（3）特別教育、（4）管理区域の適用・運用、（5）事業者・業界団体が行う安全活動への支援の5つの論点について検討が行われ、当該検討会報告書において必要な法令改正等を行うべきとされたことを踏まえ、同様の災害の発生防止のため、エックス線装置等を取り扱う業務における安全対策を強化するため労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）及び電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）の改正を行う。



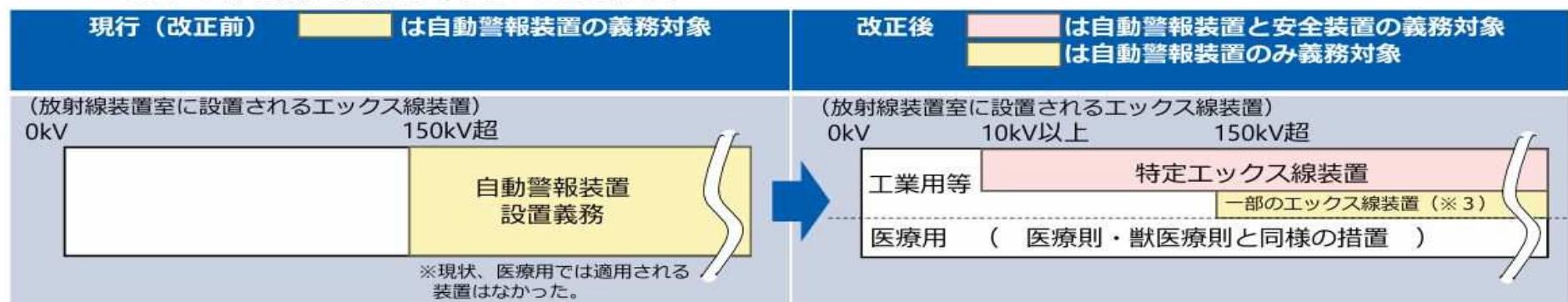
### ③電離放射線障害予防規則等の改正 - 2

#### 2. 改正の概要

##### (1) 工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務の拡大、安全装置の設置義務化、

##### 医療用の特定エックス線装置の操作室設置義務化等 【電離則 改正】

- 現在、自動警報装置の設置対象となるエックス線装置は、放射線装置室に設置される管電圧 150kV 超の装置とされている。今般、**対象となるエックス線装置を、放射線装置室に設置される工業用等（※1）のエックス線装置のうち、特定エックス線装置（※2）および管電圧 150kV 超の一部のエックス線装置（※3）に拡大する。**
- 意図しない被ばくを防ぐための**安全装置について、放射線装置室に設置される工業用等の特定エックス線装置に設置を義務付ける。**
- また、**医療用（※4）の特定エックス線装置のうち放射線装置室に設置される装置について、事業者は、**
  - ・ **医療法施行規則の取り扱いと同様に、医師等の管理下**にあるものについて、エックス線診療室の室内には、エックス線装置を操作する場所を設けないこととしなければならず、
  - ・ **獣医療法施行規則の取り扱いと同様に、獣医師の管理下**にあるものについて、遮へい壁その他を設けること等により放射線の遮へい等を行わなければならないこととする。



(※1) 「工業用等」とは、「医療用」以外をいう（電離則第12条第2号）

(※2) 「特定エックス線装置」とは、「管電圧が 10kV 以上のエックス線装置（エックス線又はエックス線装置の研究又は教育のため、使用的都度組み立てるエックス線装置を除く。）」をいう。

(※3) 「一部のエックス線装置」とは、「エックス線又はエックス線装置の研究又は教育のため、使用的都度組み立てるエックス線装置」をいう。

(※4) 「医療用」とは、「医師、歯科医師、診療放射線技師又は獣医師の管理下における、医療又は獣医療の用その他臨床研究、治験、医療従事者若しくは獣医療従事者の養成若しくは教育訓練又は死因究明等の用」をいう（今回の改正で明確化を行う。）。

### ③電離放射線障害予防規則等の改正 - 3

エックス線装置・ガンマ線照射装置を使う事業主の皆さんへ

#### 電離放射線障害防止規則等の改正について 安全対策の強化と特別教育の拡充

厚生労働省は「労働安全衛生規則」(以下「安衛則」)、「電離放射線障害防止規則」(以下「電離則」と「透過写真撮影業務特別教育規程」(以下「特別教育規程」)を改正し、令和7年10月29日(一部規定は令和8年4月1日または令和9年10月1日)から順次施行します。

主な改正内容は以下の通りです。

令和9年10月1日施行

※下線部は改正内容

**電離則第17条第2項ないし第6項  
工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大、  
安全装置の設置義務化、医療用の特定エックス線装置に関する措置**

#### 工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大

工業用の特定エックス線装置(波高値による定格管電圧10kV以上の装置)すべてについて、自動警報装置の設置が義務化されます。

- 従来は管電圧150kV超の装置に自動警報装置の義務がありました。施行後は管電圧10kV以上の装置が設置義務の対象となります。なお、医療用のエックス線装置は除外されます。また、自動警報装置を含む周知の措置は、関係者が確実に認識できる方法でなければなりません。

#### 工業用等の特定エックス線装置の安全装置設置の義務化

工業用の特定エックス線装置(主に波高値による定格管電圧10kV以上の装置)について、インターロックや安全ロックキー、リミットスイッチ運動の照射停止装置等のような、意図しない偶発的な被ばくを防ぐフルブルーフのための安全装置の設置が義務化されます。

- 当該「安全装置」については、安衛則第28条および第29条による、有効保持や無効化時の事業者の許可等の義務についても適用されます。なお、医療用のエックス線装置は除外されます。
- 事業者は、工業用等の特定エックス線装置のフルブルーフのための安全装置を無効化したり取り外したりする場合には、その代替措置が必要です。

※今回新たに自動警報装置または安全装置を設置しなければならない工業用の特定エックス線装置のうち、①既にメーカーが現存しない装置、②改修に必要な面がなかったり部材が手に入らない装置、③改修により装置の機能や安全性に問題が生じる装置については、自動警報装置や安全装置の設置に代わる措置により対応ください(経過措置)。

#### 医療用の特定エックス線装置に関する措置

電離則における「医療用」のエックス線装置について、医療法施行規則や獣医療法施行規則と同様の被ばく低減措置を、電離則においても義務づけます。

- 合わせて、電離則における「医療用」の示す範囲を明確化しました(※公布日施行)。

#### 電離則第47条、第52条の2 エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務拡大

##### 自動警報装置の異常時の措置

##### 作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮

エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者は自動警報装置の異常時には、事業者にその装置の使用を止めさせるなどの必要な措置をとらせてください。また、放射線業務従事者の被ばくをできるだけ少なくするように作業の方法を定め、放射線業務従事者を指揮してください。

令和9年10月1日施行

##### 安全装置の有効保持のための点検、その異常時の措置 安全装置を無効化する際の代替措置の確認

エックス線作業主任者は、エックス線装置の使用中にフルブルーフのための安全装置が有効に動作していることを確認し、またそれら安全装置の異常時には事業者に装置本体の使用を停止させるなどの必要な措置を取らせてください。また点検などの際に安全装置を無効化等した場合に代替措置が適切に行われているか確認してください。

- 安全措置を無効化した際の代替措置または経過措置が確実に実施されていることを、事業者はエックス線作業主任者に確認させてください。

令和8年4月1日施行

#### 電離則第52条の5、特別教育規程 特別教育の実施対象業務の拡大

##### エックス線装置、ガンマ線照射装置を扱う業務全般に特別教育を実施

エックス線装置またはガンマ線照射装置に関する特別教育は、従来は「透過写真撮影業務」に限定されていましたが、これらの装置を取り扱う業務全般に対象を拡大しました。

- なお、新たに特別教育が必要となった業務に従事する労働者について、既に改正前の電離則による透過写真撮影業務の特別教育を受けている場合や、他法令による教育を受けている場合は、安衛則第37条の規定により、重複する科目を省略できます。

特別教育の対象業務拡大  
作業主任者職務追加(作業の方法・労働者の指揮等)  
令和8年4月1日施行

自動警報装置義務拡大  
安全装置義務化作業主任者職務追加(安全装置関係)  
令和9年10月1日施行

改正の詳細はこちら



## ③電離放射線障害予防規則等の改正 - 4

エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者の皆さんへ

### 作業主任者の職務が追加されます 電離放射線障害防止規則等の改正

厚生労働省は「電離放射線障害防止規則」(以下「電離則」)等を改正し、令和7年10月29日(一部規定は令和8年4月1日または令和9年10月1日)から順次施行します。

改正に伴い、工業用の特定エックス線装置について自動警報装置および安全装置の設置が義務化等されるほか、エックス線作業主任者・ガンマ線透过写真撮影作業主任者の職務が追加されます(※)

電離則に掲げられている標識の掲示や安全のための措置、放射線測定器の装着等の確認等の従来の職務に以下の職務を追加します。

※改正省令の内容は  
こちら



### 電離則第47条 エックス線作業主任者の職務拡大

令和8年4月1日施行

#### 自動警報装置の異常時の措置 作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮

自動警報装置の異常時には、事業者に使用を止めさせるなどの必要な措置を取ってください。また、放射線業務従事者の被ばくをできるだけ少なくするように作業の方法を定め、放射線業務従事者を指揮してください。

令和9年10月1日施行

#### 安全装置の有効保持のための点検、その異常時の措置 安全装置を無効化する際の代替措置の確認

エックス線装置の使用中にフルブルーフのための安全装置が有効に動作していることを確認し、またそれら安全装置の異常時には事業者に装置本体の使用を停止させるなどの必要な措置を取ってください。また点検などの際に安全装置を無効化等した場合に代替措置が適切に行われているか確認してください。

令和9年10月1日施行

#### 改修が著しく困難な装置に関する経過措置の確認

今回新たに自動警報装置または安全装置を設置しなければならない工業用等の特定エックス線装置のうち、①既にメーカーが現存しない装置、②改修に必要な図面がなかったり部材が手に入らない装置、③改修により装置の機能や安全性に問題が生じる装置については、自動警報装置や安全装置の設置に代わる措置により対応ください。

電離則第52条の3

### ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務拡大

令和8年4月1日施行

#### 自動警報装置の異常時の措置

#### 作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮

自動警報装置の異常時には、事業者に使用を止めさせるなどの必要な措置を取ってください。

また、放射線業務従事者の被ばくをできるだけ少なくするように作業の方法を定め、放射線業務従事者を指揮してください。

### ③電離放射線障害予防規則等の改正 - 5

<職務>(電離則第52条の3)

#### 改正後の作業主任者の職務

※下線部は改正により追加される職務

<職務>(電離則第47条)

#### エックス線作業主任者の職務

- ① 電離則第3条第1項(管理区域)又は第18条第4項(立入禁止)の標識がこれらの規定に適合して設けられるように措置すること。
- ② 第10条第1項の照射筒若しくはしづり又は第11条のろ過板が適切に使用されるように措置すること。
- ③ 第12条各号(間接撮影時の措置)若しくは第13条各号(透視時の措置)に掲げる措置又は第18条の2(透過写真の撮影時の措置等)に規定する措置を講ずること。
- ④ 前2号に掲げるもののほか、放射線業務従事者の受ける線量ができるだけ少なくなるように照射条件等を調整すること。
- ⑤ 第17条第1項の措置(エックス線装置への電源供給の周知)がその規定に適合して講じられているかどうかについて点検すること。
- ⑥ 第17条第1項の措置(エックス線装置への電源供給の周知)に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。(令和8年4月1日から)
- ⑦ 安全装置を点検すること。(令和9年10月1日から)
- ⑧ 安全装置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること(令和9年10月1日から)
- ⑨ 安全装置を取り外し又は無効にした場合に、代替措置が講じられていることを確認すること。(令和9年10月1日から)
- ⑩ 照射開始前及び照射中、第18条第1項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。
- ⑪ 第8条第3項の放射線測定器が同項の規定に適合して装着されているかどうかについて点検すること。
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、労働者が電離放射線を受けることできるだけ少なくするように作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること。(令和8年4月1日から)

#### ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務

- ① 電離則第3条第1項(管理区域)又は第18条第4項(立入禁止)の標識がこれらの規定に適合して設けられるように措置すること。
- ② 作業の開始前に、放射線源出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の機能の点検を行うこと。
- ③ 伝送管の移動が第18条の4第1号の規定に適合して行われているかどうか及び放射線源の取出しが第18条の3の規定に適合して行われているかどうかについて確認すること。
- ④ 照射開始前及び照射中に、第18条第1項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。
- ⑤ 第17条第1項の措置(照射中の周知)が同項の規定に適合して講じられているかどうか及び第8条第3項の放射線測定器が同項の規定に適合して装着されているかどうかについて点検すること。
- ⑥ 第17条第1項の措置(照射中の周知)に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。(令和8年4月1日から)
- ⑦ 第18条の2の措置(作業従事者のいの方向に照射)を講ずること。
- ⑧ 第18条の4第2号の措置(コリメーター等の使用)を講ずること。
- ⑨ 前2号に掲げるもののほか放射線業務従事者の受ける線量ができるだけ少くなるように照射条件等を調整すること。
- ⑩ 作業中、放射線測定器を用いて放射線源の位置、遮蔽の状況等について点検すること。
- ⑪ 第19条第1項の点検(使用後の線源の格納点検)をすること。
- ⑫ 第42条第1項第4号に掲げる事故(放射線源の脱落等)が発生した場合、同条に定める措置を講じ、かつ、当該事故が発生した旨を事業者に報告すること。
- ⑬ 第42条第1項第4号に掲げる事故(放射線源の脱落等)が発生した場合において、放射線源を線源容器その他の容器に収納する作業を行うときは、第18条の10第1項の措置(遮へい等)を講じ、かつ、鉛子等を使用させることにより当該作業に従事する労働者と放射線源との間に適当な距離を設けること。
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、労働者が電離放射線を受けることできるだけ少なくするように作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること。(令和8年4月1日から)

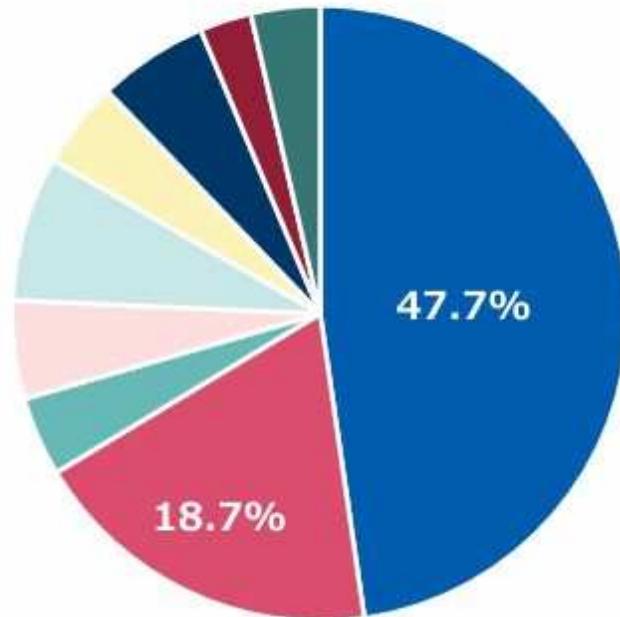
## ④外国人労働者の労働災害防止対策 - 1

### 外国人労働者の労働災害発生状況

全国統計

#### 業種別の死傷者数割合（令和6年）

- 製造業
- 建設業
- 陸上貨物運送事業
- 農業・畜産・水産業
- 商業
- 保険衛生業
- 接客・娯楽
- 清掃・と畜
- その他



#### 業種別・在留資格別の死傷者数（令和6年）

死傷者数（人）

業種	在留資格	身分に 在 留 資 格 づ く 在	技 能 実 習	専門的・技術的分野				特 定 活 動	資 格 外 活 動	そ の 他 ・ 不 明	合 計
				特 定 技 能	國 人 技 術 文 書 知 識 ・ 務 識	野 的 の ・ の 在 技 他 留 術 の 資 格 分 門					
製造業		1,237	897	385	248	53		53	102	4	2,979
建設業		195	665	183	42	22		48	9	1	1,165
陸上貨物運送事業		166	14	3	15	1		4	57	0	260
農業・畜産・水産業		14	117	97	4	83		5	1	1	322
商業		173	87	28	92	4		19	71	2	476
保健衛生業		164	19	59	3	21		12	6	0	284
接客・娯楽		122	14	41	42	44		17	81	1	362
清掃・と畜		106	27	8	15	1		6	6	1	170
その他		106	34	6	39	13		7	19	2	226
合計		2,283	1,874	810	500	242		171	352	12	6,244

#### 業種別・在留資格別の死亡者数（令和6年）

死亡者数（人）

業種	在留資格	身 在 留 資 格 づ く 在	技 能 実 習	専門的・技術的分野				特 定 活 動	資 格 外 活 動	そ の 他 ・ 不 明	合 計
				特 定 技 能	國 人 技 術 文 書 知 識 ・ 務 識	野 的 の ・ の 在 技 他 留 術 の 資 格 分 門					
製造業		2	3	2	1	1		0	1	1	11
建設業		1	5	2	1	1		1	1	1	13
陸上貨物運送事業		1	0	0	0	0		0	0	0	1
農業・畜産・水産業		0	3	0	0	0		0	0	1	4
商業		1	0	0	5	0		0	0	0	6
保健衛生業		0	0	0	0	0		0	0	0	0
接客・娯楽		0	0	0	0	0		0	0	0	0
清掃・と畜		1	1	1	0	0		0	0	0	3
その他		0	0	0	0	0		0	1	0	1
合計		6	12	5	7	2		1	3	3	39

データ出所：労働者死傷病報告（令和6年）※新型コロナウイルス感染症への罹患によるものを除く

## ④外国人労働者の労働災害防止対策 - 2

外国人労働者を雇用する事業主のみなさまへ

### 外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際などには、適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。



厚生労働省  
Ministry of Health Labour and Welfare

※建設業に従事する  
外国人労働者向け教材  
へページリンク

外国人労働者のための 安全衛生教育等自主点検表		
1 安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	<input checked="" type="checkbox"/>
2 作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3 指示・合図の理解	労働災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4 標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示などについて、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
5 免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままで従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

### 外国人労働者の雇用管理の改善等に関する 事業主が適切に対処するための指針（外国人雇用管理指針）

外国人雇用管理指針では、事業主が外国人労働者の安全衛生を確保するために行るべき事項を、下表のとおり定めています。（抜粋）

安全衛生教育の実施	労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たっては、母国語等（※）を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者に使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。
労働災害防止のための日本語教育等の実施	外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させよう努めること。
労働災害防止に関する標識、掲示等	事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努めること。
健康診断の実施等	労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対して健康診断、面接指導及び心理的な負担の程度を把握するための検査を実施すること。実施に当たっては、これらの目的・内容を、母国語等（※）を用いる等、当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。また、外国人労働者に対しそれらの結果に基づく事後措置を実施するときは、その結果並びに事後措置の必要性及び内容を当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。
健康指導及び健康相談の実施	産業医、衛生管理者等を活用して外国人労働者に対して健康指導及び健康相談を行うよう努めること。
労働安全衛生法等の周知	労働安全衛生法等の定めるところにより、その内容について周知すること。その際には、分かりやすい説明書を用いる、母国語等（※）を用いて説明する等、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。

※母国語等…母國語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語

この指針の全文や外国人雇用のルール全般については、厚生労働省ホームページに掲載しています。 6

## ④外国人労働者の労働災害防止対策 - 3

**参加無料**

### 外国人労働者 安全衛生管理セミナー

うごいているときは手を入れないでください  
Do not insert your hand while in operation

运行时切勿将手伸入

Không cho tay vào khi đang vận hành

Não enfeie as mãos enquanto em operação

厚生労働省ホームページ「外国人労働者の労働災害防止のための表示（イラスト、注意喚起文）（食料品製造業等向け）をご活用ください。」から抜粋、加工、転載  
外国人労働者が機械等による危険を視覚・直感的に理解できるイラストと、それらと組み合わせる外国語による注意喚起文を事業場内に表示するなどによつて外国人労働者の労働災害防止対策に取り組めるよう、35種類のイラストと17種類10言語の注意喚起文が用意されています。

現状は ● 外国人労働者の増加に伴い外国人労働者の死傷者数も増加 ● 全労働者と比較して外国人労働者の災害発生率は高い  
要因は ● 業務経験が比較的短い ● 日本語の理解が不十分 ● コミュニケーション不足により職場の「危険」の伝達・理解も不足  
対策は ● 外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による労働安全衛生教育の実施が求められます  
そこで 外国人労働者を雇用する事業場を対象に、外国人労働者の安全衛生管理のポイントを解説するセミナーを開催します。

**セミナーの内容**

- ① コミュニケーションのカギは「やさしい日本語」
- ② 視覚的な表現方法による「安全表示」<sup>(\*)</sup>
- ③ 安全衛生活動（KYT、5S）等に参加させるときの留意点
- ④ 外国人の健康診断に当たっての注意点 ほか

(\*) 外国人労働者が労働災害防止のため必要な事項を視覚・直感的に理解できるイラスト等による表示 及び 外国語による注意喚起等の文書  
⇒新たに開発中の最新情報を提供します

**スケジュール**

会場参集セミナー	会期	会場
豊田	11/12(木)	豊田産業文化センター 多目的ホール 愛知県豊田市小阪本町1-25
郡山	11/21(土)	南東北総合卸センター 中会議室 福島県郡山市喜久田町卸1-1-1
東京	11月25日(水)	東京労働基準協会連合会 4階ホール 東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル
札幌	11月28日(土)	札幌市男女共同参画センター（札幌エルプラザ） 中研修室 北海道札幌市北区北8条西3丁目28
伊勢崎	12月2日(水)	伊勢崎市絆の郷 円形交流館 多目的ホール 群馬県伊勢崎市昭和町1712-2
宮崎	2月4日(月)	宮崎労働基準協会 講習会場 宮崎県宮崎市紙園3-1 矢野産業紙園ビル
島田	2月19日(土)	島田市山谷生きがいセンター 夢づくり会館 学習の部屋 静岡県島田市島550-2
福岡	2月20日(日)	福岡商工会議所 4階407号室 福岡県福岡市博多区博多駅前2-9-28

**オンラインセミナー**

Zoomウェビナー	会期	会期
Zoomウェビナー	令和7年 11月25日(水) 14:00 ~ 16:00	令和8年 2月9日(日) 14:00 ~ 16:00

外国人労働者 安全衛生管理セミナー 開催日程		
<b>[会場参集セミナー]</b>		
豊田	令和7年 11月12日(木) 14:00 ~ 16:00	豊田産業文化センター 多目的ホール 愛知県豊田市小阪本町1-25
郡山	令和7年 11月21日(土) 14:00 ~ 16:00	南東北総合卸センター 中会議室 福島県郡山市喜久田町卸1-1-1
東京	令和7年 11月25日(水) 14:00 ~ 16:00	東京労働基準協会連合会 4階ホール 東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル
札幌	令和7年 11月28日(土) 9:30 ~ 11:30	札幌市男女共同参画センター（札幌エルプラザ） 中研修室 北海道札幌市北区北8条西3丁目28
伊勢崎	令和7年 12月2日(水) 14:00 ~ 16:30	伊勢崎市絆の郷 円形交流館 多目的ホール 群馬県伊勢崎市昭和町1712-2
宮崎	令和8年 2月4日(月) 9:00 ~ 11:00	宮崎労働基準協会 講習会場 宮崎県宮崎市紙園3-1 矢野産業紙園ビル
島田	令和8年 2月19日(土) 14:00 ~ 16:00	島田市山谷生きがいセンター 夢づくり会館 学習の部屋 静岡県島田市島550-2
福岡	令和8年 2月20日(日) 14:00 ~ 16:00	福岡商工会議所 4階407号室 福岡県福岡市博多区博多駅前2-9-28
<b>今治</b>		
令和8年 2月17日(金) 14:00 ~ 16:00		
今治建設会館（愛媛県建設業協会今治支部）		
愛媛県今治市いこいの丘4-1		
<b>【オンラインセミナー】</b>		
Zoomウェビナー	令和7年 11月25日(水) 14:00 ~ 16:00	令和8年 2月9日(日) 14:00 ~ 16:00

**申込方法** Webサイトからお申し込みください。 [https://www.toukiren.or.jp/seminar\\_39.html](https://www.toukiren.or.jp/seminar_39.html)

**お問い合わせ** (公社) 東京労働基準協会連合会 TEL 03-6380-8305



## ⑤ボイラー構造規格等の一部を改正する告示の概要

### 1. 改正の趣旨

- ボイラー等の製造にあたり、都道府県労働局長の許可を受ける際に適合しなければならない基準、また、小型ボイラー等を譲渡等を行う際に具備しなければならない規格等を定める基準として、ボイラー構造規格等が定められている。これらの基準は、従来からASME（米国機械学会規格）\*1に整合するよう定められている。
- 今般、（一社）日本ボイラ協会における有識者検討会より、これらのボイラー構造規格等について、最新のASMEに整合したものとなるよう見直すべきである等との提言が盛り込まれた「ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格等改正に関する報告書」（令和7年5月）が厚労省に対し提出されたことから、厚労省において本報告書の内容を精査したところ、その妥当性が確認されたため、本報告書の内容を踏まえボイラー構造規格等を改正をする。
- 具体的には、近年の技術革新による材料の品質向上、材料製造規格の高度化による材料の均一性の向上、溶接部の品質向上、試験検査技術の進歩等を踏まえ、最新のASME等に合わせて見直した場合でも適切な安全確保が引き続き可能と確認された安全係数等について、規制内容を見直す\*2。

\*1 米国機械学会が定める機械の材料、設計、製造、検査等に関する規格。ボイラー、圧力容器のASME規格は、アメリカ、カナダはじめ国際的に広く採用されている。

\*2 ASME規格に整合した構造規格を具備している状態での構造上の欠陥を原因とする事故はこれまで発生していないところ、引き続き、適切な検査等により構造規格への適合を確認し、安全を確保することとする。また、ASME規格で製造されたボイラー、圧力容器について、安全係数を見直したことによる事故は報告されていない。

### 2. 改正の概要

- 材料の品質向上等により強度不足による損傷のリスクは低減しており、設計の計算に用いる安全係数、水圧試験の圧力、引張試験の合格基準に関し、ASMEに合わせて見直した場合でも安全確保に影響しないことが確認されたことから、最新のASMEに整合させる。また、近年の技術革新に対応した電子式の圧力計に関する規定の整備、放射線検査の方法の追加等を行う。
- 構造規格中で引用する日本産業規格（JIS）について、最新版への更新その他所要の改正を行うほか、必要な経過措置を規定する。

### 3. 適用期日等

告 示 日：令和7年10月（予定） → 令和7年11月7日告示

適用期日：令和8年4月1日（予定） → 令和8年4月1日施行

## ⑤ボイラー構造規格等の一部を改正する告示の概要 (改正内容の詳細)

### (1) 近年の技術革新等を踏まえた改正

(1) - 1 安全係数等は様々な損傷を考慮して定められているところ、近年の材料の品質向上等により強度不足による損傷のリスクは低減しており、国内外で安全係数等がASMEに合わせて見直されていることを踏まえ、安全確保に影響しないことが専門家によって確認されているものについて見直す。

- ・ 材料の許容引張応力の計算に用いる材料の安全係数を4から3.5に改める。
- ・ 水圧試験の圧力を最高使用圧力の1.5倍から1.3倍に、気圧試験の圧力を1.25倍から1.1倍に改める。
- ・ 材料の引張試験の合格基準を許容引張応力の4倍から3.5倍に改める。

### (1) - 2 近年の技術革新に対応した改正

- ・ ボイラー等に取り付ける圧力計について、従来の機械式のものと同等以上の性能を有し、電源喪失時に機能を維持できる電子式のものを使用可能にする。
- ・ 溶接部の新たな検査方法であるスポット放射線検査について、信頼性が確認されたことから、その検査の規定を整備する。

### (2) 最新のJISとの整合性を図るための改正その他所要の改正

- ・ 曲げ加工又は成形加工を行う場合に熱処理を行わなければならないこととする。
- ・ 多管式の貫流ボイラーについてガラス水面計及び吹出し弁を取り付けなければならないこととする。
- ・ 材料の許容圧縮応力は、許容引張応力のみを用いていたところ、許容引張応力又は許容座屈応力※のうちいずれか小さい値とするよう改める。※ 材料が曲がって変形する現象が起こる応力
- ・ 板の最小厚さ、フランジ、衝撃試験の要否の基準を、機器の形状等に応じて安全を確保できるものに改める。
- ・ ステンレス鋼板等の一定の鋼材の使用制限箇所に関する規定を危険性に応じたものに改める。

## ⑥第2回 化学物質管理強調月間が今年も始まります。



### 【創設の背景】

化学物質による労働災害の大半が法令による規制の対象外となっている物質により発生していることから、危険有害性を有する化学物質を製造または取り扱う全ての事業場に対し、リスクアセスメント結果に基づきばく露防止措置を自ら決定・実施するという新たな化学物質管理制度が令和6年4月から完全施行されたことに伴い、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理の定着を図るため、令和7年2月より毎年2月を強化月間として取り組むこととなりました。

(スローガン) 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方  
(期 間) 令和8年2月1日から28日



# 目次

(1) 労働安全衛生の現状 (統計資料)

(2) 安全衛生行政に係るトピックス

(3) まとめ

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画



第14次  
労働災害防止計画の  
概要

令和7年は計画の中間の年



厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



## 愛媛第14次労働災害防止推進計画 アウトプット指標とアウトカム指標

(計画期間：令和5年～令和9年) (令和5年及び7年度の推進状況)

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハード及びソフト両面からの転倒災害防止対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。 (R5:55.8%、 <b>R7:49.5%未達成</b>)</li> <li>・卸売業・小売業／医療・福祉の事業者における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。 (R5:72.1%、 R7:80.6%達成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加が見込まれる転倒災害について、令和9年までに死傷災害を令和4年の災害発生件数以下とする。</li> </ul>
<p>・腰痛予防対策に取り組んでいる事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。 (R5:47.7%、 R7:49.3%未達成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰痛による死傷災害を令和9年までに令和4年と比較して10%以上減少させる。</li> </ul>
<p>(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。 (R5:49.7%、 <b>R7:47.8%未達成</b>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加が見込まれる60歳代以上の死傷災害（新型コロナウイルス感染症を除く）を、令和9年までに令和4年の災害発生件数以下とする。</li> </ul>
<p>(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人労働者の死傷年千人率（新型コロナウイルス感染症を除く）を令和9年までに全体平均以下とする。</li> </ul>
<p>(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する道路貨物運送業者の割合を令和9年までに80%以上とする。 (R5:94.5%、 R7:87.9%達成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路貨物運送業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症を除く）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業者の割合を令和9年までに85%以上とする。 (R5:85.4%、 R7:93.3%達成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業の死亡者数（新型コロナウイルス感染症を除く）を令和9年までに1人以下とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械による「はまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。 (R5:90.5%、 R7:97.5%達成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業における機械によるはまれ・巻き込まれ死傷災害件数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業者の割合を令和9年までに60%以上とする。 (R5:96.3%、 R7:96.4%達成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業において愛媛第14次労働災害防止推進計画期間中、死亡災害（新型コロナウイルス感染症を除く）ゼロを達成する。</li> </ul>

## 愛媛第14次労働災害防止推進計画 アウトプット指標とアウトカム指標

(計画期間：令和5年～令和9年) (令和5年及び7年度の進捗状況)

### アウトプット指標

#### (オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする  
(R5:70.7%、**R7:69.1%未達成**)
- ・50人未満の小規模事業者におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。  
(R5:35.3%、**R7:31.5%未達成**)

### アウトカム指標

アウトカム指標は設定しない

**参考に 愛媛労働局の現状は  
※いざれも後戻り**

#### (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行い、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。  
(R5:63.5%、R7:84.5%達成)

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を愛媛第13次労働災害防止推進計画期間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。

- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業者の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。  
(R5:45.2%、R7:75.2%)

- ・熱中症による死者数を愛媛第14次労働災害防止推進計画期間中に1人以下とする。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害（新型コロナウイルス感染症を除く）については、過去最少（令和3年8人）を更新する7人以下を達成する。
- ・死傷災害（新型コロナウイルス感染症を除く）については、令和4年と比較して令和9年までに5%以上(令和5年は1%以上)減少する。



厚生労働省版（QRコード）

第14次労働災害防止計画

## ◇最後に一言、

# 安全衛生活動の定着に近道はありません！

コツコツと日々の安全衛生活動を継続して習慣化することが重要です。

真の『安全』を目指すために、  
『災害ゼロ』から『危険ゼロ』  
の取組みをお願いします。



### ※安全衛生旗

働くすべての人の安全第一や無事故を心がけるために、緑色の十字の旗「安全旗」をかけていました。それに加えて、病気や働きすぎなどの働くすべての人の健康や衛生にも気をつけて取り組んでいこう、という姿勢のためにかけられるのが「安全衛生旗」です。